

## 配分金（派遣事業の賃金を除く）にかかる消費税の扱いについて

現在、会員の皆さんが受け取る「配分金」（派遣事業の賃金を除く）には消費税が含まれており、本来その消費税については、税務署に申告・納税する義務があります。

しかしながら、消費税を含む売上げが年間1,000万円以下である事業者は「免税事業者」として取り扱われており、ほとんどの会員さんが消費税の申告・納税が免除されています。

ところが、2023（令和5）年10月から、消費税に関する「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」（以下、「インボイス制度」という）が導入され、会員の皆さんの「配分金」に含まれる消費税の扱いも変わる可能性があります。

現在のところ「インボイス制度」が導入された場合の「配分金」に含まれる消費税の扱いについては、国や全国シルバー人材センター事業協会、各拠点センターなどで議論が重ねられていますが、はっきりとした対応・方針はでていません。会員の皆さんにとって、大変重要な事項となりますので、今後の動向については適宜、当センターホームページや機関誌などで情報提供をさせていただきます。